

議案第38号 説明資料

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条～第30条 略</p> <p>附 則 1～21 略</p>	<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条～第30条 略</p> <p>附 則 1～21 略 <u>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</u></p> <p>22 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第9項(附則第10項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第9項中「第36条」とあるのは「<u>第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)</u>」と、「<u>同法</u>」とあるのは「<u>租税特別措置法</u>」とする。</p>